廢線務助ヲ爲ジ海軍當局ト共ニ復舊ノ
方法ヲ講ジ復舊後ハ之ヲ海軍ニ移管
スル豫定ノ下ニ海軍大臣ヨリ當局ニ
對シ左ノ如キ經費ノ補助ヲ申入レ
タルニ付テハ之ヲ承諾スルヤ否ヤ
ノ點ニ付テハ既ニ閣議ノ決定ヲ
經タル次第ナルヲ以テ之ヲ承諾
スル事ニ異存ナキ旨回答セラレ
タシ

一、復舊費ノ内金壹萬圓ヲ限度トシテ
海軍ニ於テ支拂フ事

一、復舊ノ方法ハ海軍ニ於テ適當ト
認ムル方法ニ依ル事

一、復舊ノ工事ハ海軍ニ於テ施行ス
ル事

一、復舊ノ工事ハ成ルベク速ニ之ヲ實
施スル事

一、復舊ノ工事ハ海軍ニ於テ施行ス
ル事

一、復舊ノ工事ハ海軍ニ於テ施行ス
ル事